

参加校各位

使用曲の確認方法について



全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）実行委員会

使用曲目申請費 料金改定に関するご案内

全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）では第33回大会より、JASRAC・NexTone・日本レコード協会が管理する曲をご使用される場合には、一括申請を行うため、「使用曲目申請費」を大会実行委員会へお支払いいただいております。

これらの関連団体のうち日本レコード協会の使用料規定に、2024年3月31日付で、ダンス大会参加者が行うレコード複製等に関する規定が新設され、参加者が支払う使用料（1曲あたり、邦楽：5,000円、洋楽：50,000円）が定められました。これを受けて、本大会では大会実行委員会が日本レコード協会と包括契約を行い、一括して日本レコード協会に申請・支払いすることで、参加校の皆様の支払い手続きや料金の負担を軽減する対応を取ることにしました。その一括使用料を支払うために、**第38回大会より「使用曲目申請費」を、1作品あたり5,000円とさせていただきます。**参加校の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）実行委員会

重要

- 本大会では、各参加校で使用する楽曲について「確認」を行っていただきます。
- JASRAC・NexTone・日本レコード協会が権利を管理している曲については、実行委員会で一括申請いたします。
- ダンスをホール内で上演する場合とオンライン配信による場合など、状況により権利団体の所在が異なります。
- 創作コンクール部門および参加発表部門の両部門の使用曲すべての権利所在をご確認ください。
- JASRAC・NexTone・日本レコード協会が管理する曲がある場合は「使用曲目申請費」を実行委員会へお支払ください。
- 上記3団体以外の管理団体への申請・費用支払が必要な場合は、各参加校でお手続き願います。

ダンスに使用することを許可していない楽曲や、振り付けには別途費用がかかる楽曲もありますので、ダンスの創作段階で音楽著作権に関することを必ず確認してください。

著作権・・・p5～13 以下5項目が関係します。

①舞台上で上演すること②CDを複製すること③オンラインで配信すること④DVDを作成すること⑤テレビで放送すること

著作隣接権・・・p14～16 以下4項目が関係します。

①CDを複製すること②オンラインで配信すること③DVDを作成すること④テレビで放送すること



全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）実行委員会

注意事項

1. 著作権法、著作隣接権法に違反する音源利用や事実と異なる情報（特に、人権侵害に関わる内容など）を伴奏内に編集することは厳禁とする。なお、使用できる音源は、著作権者に許諾済みの楽曲およびオリジナルの音源に限る。
2. 使用曲目の申請方法・著作物使用料等については、大会開催要項P.9次頁以降（3. 参加のための手続き）を参照の上、確認すること。

チェックポイント 1 ダンス作品の伴奏音楽を探すときは、作曲者、演奏者、出版社についても調べましょう。

チェックポイント 2 権利確認、使用許諾申請、手続きに時間を要する場合があります。早めに選曲・手続きを行うことを推奨します。



個別に許諾が必要な曲は、6/16(火)までに、必ず「許可取り」まで終わらせてください

全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）に参加するまでに！

- ①著作権（作詞・作曲者等が保有）
- ②著作隣接権（レコード会社等が保有）

→両方の使用許諾が必要になります。外国作品については「サブ出版」の確認も必要です。

■自作曲、著作権消滅曲、著作権・著作隣接権ともにフリーの曲はご使用いただけます。

■JASRAC・NexTone・日本レコード協会が管理している曲はご使用いただけます。

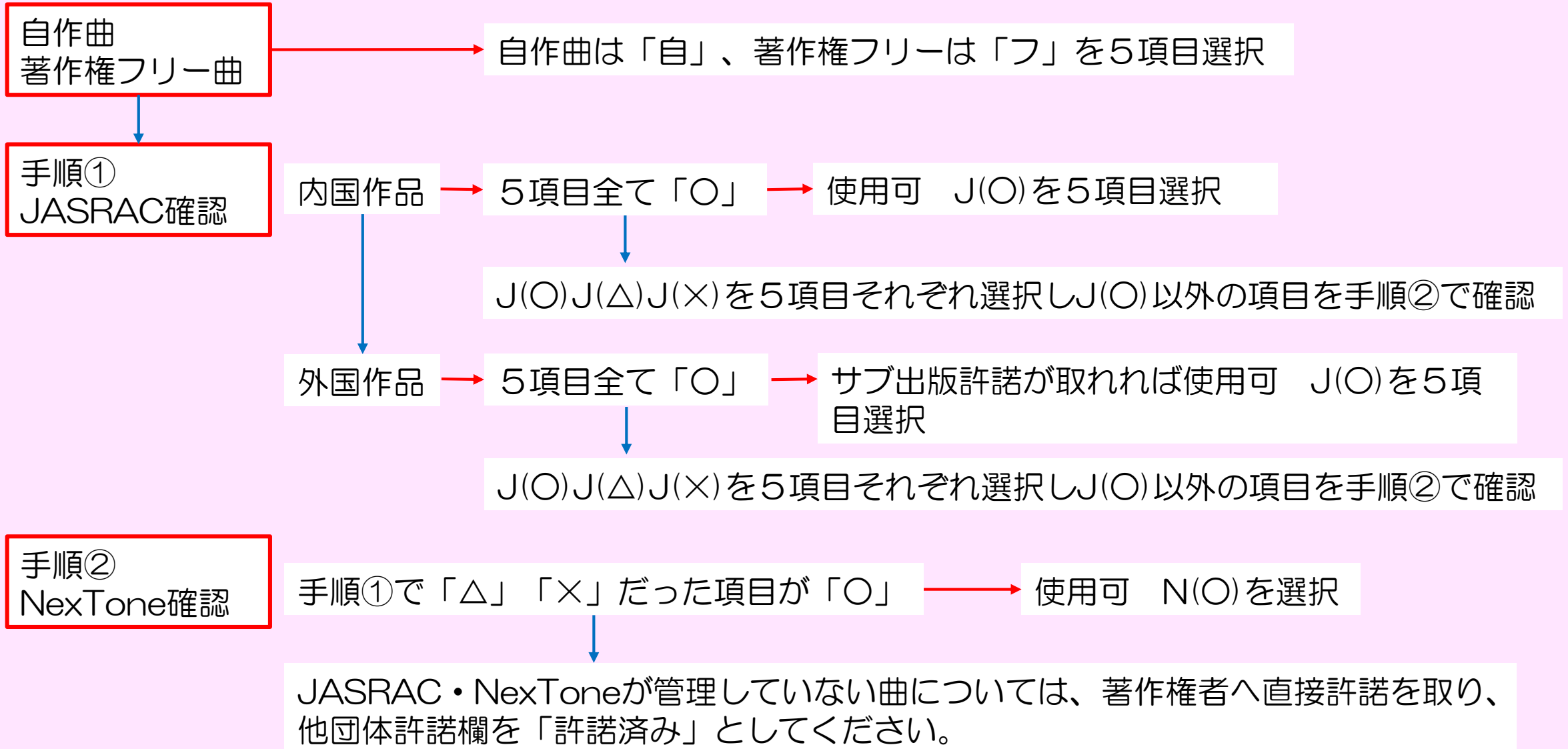
- 実行委員会より一括申請いたしますので、使用曲目申請費をお支払ってください。
- ただし、一部外国作品は該当しない場合もございますのでご注意ください。

■上記3団体が管理していない曲でも、参加校で個別に許可取りをしていただいた曲は使用可能です。

- 許諾の確認が取れるもの（許可書等）をご提出をしていただきます。

著作権（作詞・作曲者等が保有）に関する手続きの流れ

→ Yes
→ No



【手順①-1】JASRAC管理確認 > 作品検索



不明点は、下記にてご確認ください。
 表記説明：
http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/help/help_words.html
 作品データ表記基準：
http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/help/help_data.html

<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

※もしくは **JASRAC データベース** で検索 → 「J-WID:了承画面」へ

<了承画面> 1



J-WID | ジェイウィットは、著作権等の関係者/出版者からの届出や、外国の音楽著作権管理団体からの資料、利用実績等に基づいて作成された作品データから成る作品検索データベースです。

注意事項

- JASRACに著作権を委任している著作権者/原簿の作品は、原則として全てJASRAC管理作品ですが、権利実態が明らかでない作品は掲載されていない場合があります。
- データは毎日更新されます。権利情報は、変更になる場合がありますのでご注意ください。
- 印刷Design等による検索は実行しないでください。セキュリティの必要上、予断なくアクセスを遮断する場合があります。
- 当サービスへの適切なリンクはご遠慮ください。
- 表示文字の漢字・記号は18桁の第1、第2水準外の部外漢字を使用している場合があります。この文字が/リコンメーカ、OSの種類、使用するフォントにより本来とは異なるものが表示される場合があります。
- 表示文字の漢字・記号は18桁の第1、第2水準外の部外漢字を使用している場合があります。当サービスは以下の環境でご利用いただくことを推奨しています。
・Internet Explorer 11.0以降
推奨環境以外でご利用の場合や、閲覧環境下でもブラウザの設定によっては正しく表示されない場合があります。
- 暗号化文字を使用すると正しく検索できない場合があります。
- このデータベースの著作権は、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に帰属しています。
- このデータベースの全部または一部について、権利を侵害することなしに転写、複製、転載することは、法律で禁じられています。

作品利用に関する重要なお知らせを掲載しています。必ずお読みください。

作品利用に関する重要なお知らせ

上記の内容に了承して検索に進む

<検索画面> 2



J-WID JASRAC Works Information Database 作品データベース検索サービス

検索画面

作品コード (完全一致)

ISWC (完全一致)

作品タイトル

著作者名

出版者名

アーティスト名

検索対象作品 全て 国内作品 外国作品

クリア 再検索

<検索結果> 3



この作品は、JASRACが著作権を管理しています。

内外 外国作品 出典 PJ(サブ出版者作品用)

管理状況(利用分野)

演奏 録音 出版 貸与 ビデオ 映画 放送 配信 通カラ

広告 CM送録 映録 録音 ビデオ 出版 ゲーム 録音 ビデオ

内国作品 (邦楽) の場合
 → 「手順①-2, 4, 5」へ
外国作品 (洋楽) の場合
 → 「手順①-3, 4, 5」へ

作品タイトルまたはアーティスト検索等で検索してください。

【手順①ー2】JASRAC管理確認 >内国作品（邦楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信全て「○」

3
演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。

4
作詞者・作曲者を確認し、使用曲目報告書に入力後、報告してください。

作品コード 123-4567-8

この作品は、JASRACが著作権を管理しています。

内外 ① 内国作品 出典 ① PO(出版者作品画)

管理状況(利用分野) ①

演奏 ○ 録音 ○ 出版 ○ 録音 ○ ビデオ ○ 映画 ○ 放送 ○ 配信 ○ 通カラ ○

広告 ○ CM収録 ○ 映像 ○ 録音 ○ ビデオ ○ 出版 ○

1

2

演奏 この利用分野は、JASRACが著作権を管理しています。

管理状況詳細 演奏

No.	著作者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①
1	坂本 龍一	作曲		JASRAC
2				

管理状況詳細 演奏

No.	著作者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①	特記 ①
1	坂本 龍一	作曲		JASRAC	
2	キャブ	出版者	曲	JASRAC	

「内国作品」の場合、この楽曲はJASRACが権利者です。
*使用可能楽曲です。

【手順①-3】JASRAC管理確認 > 外国作品（洋楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信全て「○」

2

演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。

作品コード 123-4567-8

この作品は、JASRACが著作権を管理しています。

内外 ① 外国作品 出典 ① PJ(サブ出版者作品届)

管理状況(利用分野) ①

演奏 ○ 録音 ○ 出版 ○ 貸与 ○ **ビデオ ○** 映画 ○

広告 ○ CM送録 ○ 映録 ○ 録音 ○ ビデオ ○ 出版 ○

1

演奏 ○ 録音 ○ ビデオ ○ 放送 ○ 配信 ○

3

演奏 この利用分野は、JASRACが著作権を管理しています。

4

権利者（著作権者本人等）に直接申請及び著作物使用料を支払う場合があります。

演奏 この利用分野は、JASRACが著作権を管理しています。

この場合は、サブ出版に直接連絡をしてください。*支払が発生する場合があります。許諾後、使用曲目報告書に入力し、報告してください。許諾が得られなければ、その曲は使用不可となります。

管理状況詳細

演奏

著作権者/出版者情報			管理情報		
No.	著作権者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①	特記 ①
1	REICH STEVE	作曲		演奏:BMI 録音:-	
2	BIBLICAL	作詞		P.D.	
3	HENDON MUSIC INC	出版者		演奏:BMI 録音:-	
	ショット・ミュージック 株式会社 Dept. 3	サブ出版		JASRAC	

権利者から「JASRACへ申請をしてください」との話があれば、その旨を使用曲目報告書に入力してください。

【手順①ー4】 JASRAC管理確認 > 内国作品（邦楽） > 外国作品（洋楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信欄のいずれか、または全てに「△」

3
演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。権利者を特定し、他の権利者に直接申請してください。

管理状況(利用分野) ⓘ

演奏 △ 録音 △ 出版 △ 貸与 △ ビデオ △ 映画 △ 放送 △ 配信 △ 通カラ △

広告 △ CM送録 △ 映録 △ 録音 △ ビデオ △ 出版 △

ゲーム △ 録音 △ ビデオ △

演奏 この利用分野は、JASRACが一部の著作権を管理しています。

管理状況詳細 演奏

著作者/出版者情報			管理情報	
No.	著作者/出版者 ⓘ	識別 ⓘ	契約 ⓘ	所属団体 ⓘ
1	FISK ROB	作曲作詞		演奏:- 録音:-
2	GOODE KELLY	作曲作詞		演奏:- 録音:-
3	MATSU...	作曲作詞		演奏:BMI

2
JASRACが一部の著作権を管理しています。

4
この場合は、作詞・作曲者に申請してください。許諾が得られた場合は、使用曲目報告書に入力し、報告してください。許諾が得られなければ、その曲は使用不可となります。

JASRACが管理していない利用分野を、NexToneが管理している場合がありますので、手順②をご確認ください。

【手順①-5】 JASRAC管理確認 > 内国作品（邦楽） > 外国作品（洋楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信欄のいずれか、または全てに「×」

演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。権利者を特定し、他の権利者に直接申請してください。

4

許諾が得られた場合は、使用曲目報告書に入力し、報告してください。許諾が得られなければ、その曲は使用不可となります。

他の権利者の連絡先は、検索画面の右上 [各種連絡先](#) を参考にしてください。

JASRACが音楽の一部または全部を管理していません。

JASRACが管理していない利用分野を、NexToneが管理している場合がありますので、手順②をご確認ください。

管理状況(利用分野) ①

演奏 × 録音 ○ 出版 ○ 貸与 ○ ビデオ × 映画 × 放送 △ 配信 × 通カラ ○

広告 CM送録 × 映録 × 録音 × ビデオ × 出版 × ゲーム 録音 × ビデオ ×

演奏 この利用分野は、JASRACでは著作権を管理しておりません。

演奏 この利用分野は、JASRACでは著作権を管理しておりません。

管理状況詳細 演奏

著作者/出版者情報			管理情報		
No.	著作者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①	特記 ①
1	坂本 龍一	作曲		JASRAC	
2	キャブ パフォーミング・ライツ事業部	出版者	曲	JASRAC	×

3

1

2

【手順①-6】 JASRAC管理確認 > 内国作品（邦楽） > 外国作品（洋楽）

著作権が消滅している楽曲

この作品は、著作権が消滅しております。

この作品は、著作権が消滅しております。

消滅している旨記載してください

内外 ⓘ 内国作品 出典 ⓘ JC(作曲者作品届)

管理状況詳細

著作者/出版者情報				管理情報	
No.	著作者/出版者 ⓘ	識別 ⓘ	契約 ⓘ	所属団体 ⓘ	特記 ⓘ
1	三木 露風	作詞		P.D.	
2	山田 耕筈	作曲		P.D.	

P.D.

P.D.

P.D.

【手順③】 使用曲目報告書

・今回オンライン配信は行いませんが、特プロのNHKの放映に関わるため、大会期間前に全校に確認していただきます。
(許可がない場合は、放映しません。)

第35回 全日本高校・大学ダンスフェスティバル 使用曲目報告書		創作コンクール部門 予選番号	
学校名グループ名	神戸スポーツ高校ダンス部	報告日	

No.	使用曲名	CDタイトル名 (商品名)	作(訳)詞者名	利用方法	作(編)曲者名	アーティスト名	使用時間	国内作品 外国作品	著作権					著作隣接権					
									演奏	録音	ビデオ	放送	配信	作品コード JASRAC NexTone	サブ出版許諾 (外国作品のみ)	他団体許諾	入手先	レコード会社	商品番号 配信サイト名
1							分 秒												
2							分 秒												
3							分 秒												

・使用する**全ての曲**を記入してください。(自作曲・フリー楽曲等も)。
・**外国作品**については、できるだけ**原題名**で入力してください。

・**詞・曲のいずれか一方のみ**を使用する場合は、**使用する方の作者名のみ**を記入してください。
・必ずどちらかを記入してください。

・**検索画面に記載されている作品コード**を記入してください。

記入上の注意
 ①自作音を含む使用する**全ての曲**について記入する。
 ②一つの音源の同一部分を複数回使用する場合には、合計使用時間を「使用時間」の欄に記載する。
 ③「利用方法」の欄は、使用する音源のタイプを選択する。もともと詞のない楽曲や使用する演奏には詞が含まれていない場合には「器楽のみ」、原語の詞が演奏に含まれる場合には「原詞」を、原語の詞を別の言語に翻訳したものが演奏に含まれる場合には「訳詞」を選択する。
 ④作(訳)詞者名または作(編)曲者名の**どちらかは必ず**記入すること。
 ⑤JASRAC・NexTone管理の楽曲については、**作品コード**を必ず記入すること。
 ⑥市販CDを使用する場合は、「CDタイトル名 (商品名)」の欄にアルバム・シングルのCDタイトルを入力すること。
 ※使用曲目報告書は印刷及び郵送する必要はありません。

著作隣接権（レコード会社等が保有）

著作隣接権については、AJDF実行委員会と日本レコード協会との取り決めにより、今大会の各参加校からの日本レコード協会会員社への**申請・許可取りは不要**といたします。

著作隣接権（市販CDやダウンロードで購入した音源）について、次のページ【手順④】を確認し、【手順⑤】使用曲目報告書の「**レコード会社**」「**商品番号／配信サイト名**」の欄に必要情報を記入してください。

【手順④】日本レコード協会会員社確認

<https://www.riaj.or.jp/>

※もしくは **日本レコード協会** で検索

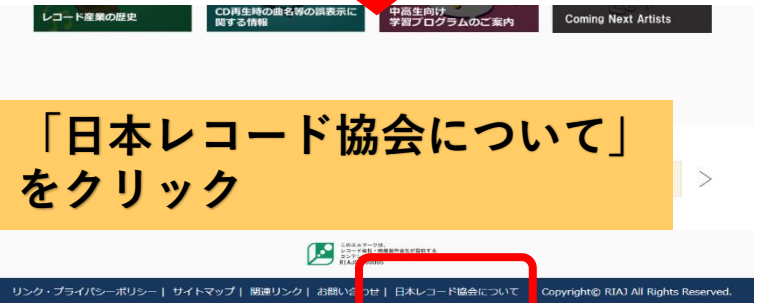


レコード会社について、
ご不明な点がございましたら
「HP『お問い合わせ』」より
お問い合わせください。

<HPトップ画面>



下へスクロール



<HP画面>



「会員社」をクリック

<HP確認画面>



社名	住所	電話番号
日本コロムビア株式会社	〒107-0062 港区南青山6-10-12 フェイス南青山	03-5962-6990
株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント	〒150-0011 渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー9F・10F	03-5467-5401
キングレコード株式会社	〒112-0013 文京区春日1丁目2-3	03-3945-2131
株式会社テイチクエンタテインメント	〒105-8505 港区芝公園2-4-1 芝パークビル8階8F	03-6860-2254
ユニバーサル ミュージック合同会社	〒150-0001 渋谷区神宮前1-5-8 神宮前タワービルディング	03-4586-2300
日本クラウン株式会社	〒141-8573 品川区北品川6-5-27 御殿山ビル3F	03-6432-5440

一覧表に記載がなければ、日本レコード協会へ「教育・文化関連催事におけるレコード複製使用の委任者リスト」への掲載があるかどうかの確認を行う。それでも掲載が無ければ、各レコード会社へ直接連絡し、権利処理を行うこと。
* 許諾が得られなければ、使用不可。
* 許諾書等の提出を求める場合があります。

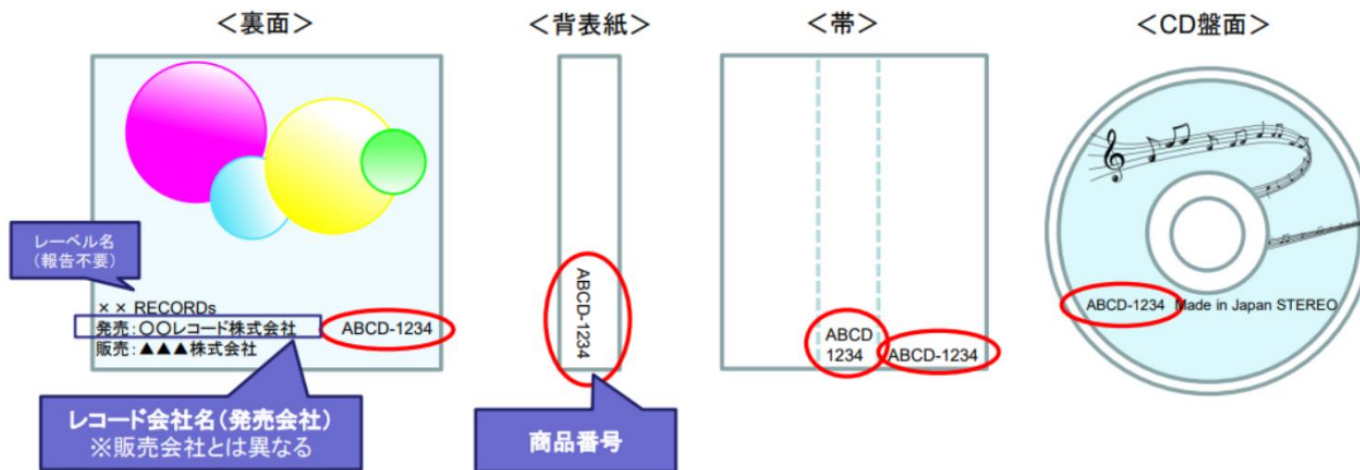
【手順⑤】原盤権（著作隣接権）確認

- ① 「レコード会社名」：CD、配信音源の発売レコード会社名
- ② 「商品番号／配信サイト名」：CDの商品番号、または、音源をダウンロードした音楽配信サイト名

<②商品番号または音楽配信サイト名の記入について>

(A) 市販CDを使用する場合

記載箇所の例(赤枠)



☞レコード商品番号の構成例: ABCD-1234

※CDを販売するネットショップに「商品番号」「カタログNo」「規格品番」「メーカー品番」等の名目で記載されていることがあります。

(B) 音楽配信サイトからのダウンロード音源を使用する場合

購入した音楽配信サイト名を記入。
(例：レコチョク、iTunesなど)
商品番号の記入は不要。

ご不明な点がございましたら、以下HP内「お問い合わせ」よりご連絡ください。

日本レコード協会HP

<https://www.riaj.or.jp/>

※もしくは **日本レコード協会** で検索

【手順⑥】 使用曲目報告書

第35回 全日本高校・大学ダンスフェスティバル 使用曲目報告書		創作コンクール部門 予選番号	
学校名グループ名	神戸スポーツ高校ダンス部	報告日	

No.	使用曲名	CDタイトル名 (商品名)	作(訳)詞者名	利用方法	作(編)曲者名	アーティスト名	使用時間	内国作品 外国作品	著作権							著作権接権					
									演奏	録音	ビデオ	放送	配信	作品コード		サブ出版許諾 (外国作品のみ)	他団体許諾	入手先	レコード会社	商品番号 配信サイト名	
														JASRAC	NexTone						
1							分 秒														
2							分 秒														
3							分 秒														
4							分 秒														
5							分 秒														
6							分 秒														
7							分 秒														
8							分 秒														
9							分 秒														
10							分 秒														

・手順⑤で確認した内容を報告してください。

記入上の注意
 ①自作音を含む使用する**全ての曲**について記入する。
 ②一つの音源の同一部分を複数回使用する場合には、合計使用時間を「使用時間」の欄に記載する。
 ③「利用方法」の欄は、使用する音源のタイプを選択する。もともと詞のない楽曲や使用する演奏に詞が含まれていない場合には「器楽のみ」を、原語の詞が演奏に含まれる場合には「原詞」を、原語の詞を別の言語に翻訳したものが演奏に含まれる場合には「訳詞」を選択する。
 ④作(訳)詞者名または作(編)曲者名の**どちらかは必ず記入**すること。
 ⑤JASRAC・NexTone管理の楽曲については、**作品コード**を必ず記入すること。
 ⑥市販CDを使用する場合は、「CDタイトル名(商品名)」の欄にアルバム・シングルのCDタイトルを入力すること。
 ※使用曲目報告書は印刷及び郵送する必要はありません。

使用曲目報告書（記入例）

No.	使用曲名	CDタイトル名（商品名）	作（訳）詞者名	利用方法	作（編）曲者名	アーティスト名	使用時間		内国作品 外国作品
							分	秒	
1	〇〇-〇	〇〇-〇	ABC	器楽のみ	ABC	ABC	1	20	内国作品
2	△△	△△	ABC	原詞		〇〇		30	外国作品
3	××××	××××	ABC	訳詞		×	2	0	内国作品
4	自作曲						1	0	

著作権												
演奏		録音		ビデオ		放送		配信		作品コード	サブ出版許諾 (外国作品のみ)	他団体許諾
JASRAC	exTon	JASRAC	exTon	JASRAC	exTon	JASRAC	exTon	JASRAC	exTon			
J(○)		J(○)		J(○)		J(○)		J(○)		123-4567-8		
										246-8102-4	許諾済み	****
J(△)	N(○)	J(△)	N(○)	J(△)	N(○)	J(○)	N(○)	J(△)	N(○)		987654321	

JASRACで△の曲でも、NEXTONEでは○の楽曲もあります。
双方の確認を行い、どちらかに○が付いた状態で提出してください。

著作権隣接権		
入手先	レコード会社	商品番号 配信サイト名
〇〇	〇〇	〇〇
****	****	****
〇〇	〇〇	〇〇

支払いに関する確認

- ★「使用曲目申請費」→AJDF実行委員会に支払う
- ★「使用料」→JASRAC・NexTone・日本レコード協会以外が管理する権利保持者に支払う

START:

自作・フリー・著作権消滅以外の音楽を使用しますか？

NO

「著作物使用料」を支払わない

YES

報告書の中に一つでもJ(○)J(△)N(○)N(△)がある。
日本レコード協会加盟のレコード会社の曲がある

NO

・使用許諾を得る。
・直接「使用料」を支払う必要があるかどうか確認

YES

AJDFに「使用曲目申請費」1作品あたり5000円を支払う

直接「著作物使用料」を支払う必要がある？

YES

著作権者に「著作物使用料」を直接支払う

YES

*外国作品の場合はこちらも確認

サブ出版
JASRAC申請のみで良い？

NO

シンクロ権確認
著作権者に支払不要？

NO

YES

使用する曲の中で、
1曲でも「使用曲目申請費」に該当する曲があれば、**一律「5,000円」**を支払う。

<要確認>

1. JASRAC・NexTone・日本レコード協会以外の権利者が管理する楽曲を使用する場合、使用回数で「使用料」の値段が異なる場合がある。
例) 予選、決選、特プロの3回分を支払う。
2. 申込時点では決選、特プロへの出演がわからないため、大会終了後に「使用料」を支払うことが可能かどうか、各校・各グループで権利保持者に確認の上、適宜対処すること。

使用曲目報告書に記入漏れがないか確認し、提出してください。

6/16(火)時点で許諾が取れていない楽曲は使用できません。
また、不備がある場合、ダウンロード元が不明な曲は使用できない可能性があります。
必ず大会前に確認を済ませてください。

放送・DVDの無音対応はいたしません。